

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月
(平成 30 年 4 月改定)

 (下線)は追加・変更された箇所

 (二重下線)は 10 月 4 日以降変更された箇所

神奈川県立瀬谷西高等学校

神奈川県立瀬谷西高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、全ての教職員がいじめの防止に取り組みます。

また、次世代を担う若者を育成することを目指し、本校の推進する「キャリア教育」の視点からも、“いじめを行わない”、“いじめを見過ごさない”人間を育成します。

(いじめの禁止)

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを生徒に周知・徹底します。

(学校及び職員の責務)

安全安心に基づいた信頼感ある学校を構築するために、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・本校は外部教育力を活用した、キャリア講座、地域貢献活動などのボランティア活動等を通して、保護者及び地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
 - ・教職員は、いじめは絶対に許されないという共通認識のもと、校内研修や職員会議等を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図り、組織的に取組みます。
 - ・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
 - ・全校集会やホームルーム活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していきます。
 - ・学級や学年、部活動等の人間関係を全職員が日常的に把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていきます。
 - ・学校は生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
 - ・特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ※発達障害を含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながる生徒、性同一性障害に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒を含みます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
※いじめられていても、いじめを受けた生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため、注意深く状況を把握する必要があります。
- ・いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対するいじめアンケート調査を年3回実施します。(6月、11月、2月)
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②いじめ相談窓口の設置
- ・いじめの疑いや相談・通報のあった事案は「組織A」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・常に生徒の様子や状態を把握し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から関わりを持ち、積極的な認知をするよう努めます。

(3) いじめに対する取組み

- ・いじめの場面を見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐに行いをやめさせます。
- ・いじめの場面を見たり、その疑いがある行為を見た、また、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、速やかにその事実を確認し、いじめの事実が確認された場合には、それ以外にいじめを受けた生徒がいないか等確認し、周りで見っていた生徒も含め、ていねいに事実を確認し、その情報は適切に記録します。
- ・いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。
- ・いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること(期間は少なくとも3か月を目安とする。)
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒保護者が効果的に対処できるように、携帯電話教室等必要な啓発活動を行います。また、生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取り組みを進めます。

(5) 学校評価

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

3 「組織 A」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「組織 A」を設置し、学期に 1 回程度開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をします。また、この組織が、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにします。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「組織 A」の構成

管理職、生活指導 G 総括教諭、生活指導 G 教員、教育相談コーディネーター、養護教諭、各学年代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

※ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとしします。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の記録・報告
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修の実施
- ・ いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「組織B」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「組織B」の構成

管理職、生活指導 G 総括教諭、学年生活指導 G 教員、学年代表、
教育相談コーディネーター、学年教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- ※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年度 3 月文部科学省）」により適正に対応します。
- ※ 調査結果については、いじめを受けた生徒およびその保護者の意向を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行います。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの未然防止のための取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること